（特定症状に関する報告）

第二十六条の三　法第十三条の二第四項の規定による報告は、第二十六条各号に掲げる事項につき、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしなければならない。

（検体の採取及び提出の要件）

第二十六条の四　法第十三条の二第四項の農林水産省令で定める要件は、特定症状を呈している家畜が複数の畜房（畜舎内の一部を柵等で囲つた収容空間をいう。以下同じ。）内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、隣接する複数の畜房内）で発見されたときとする。

（患畜等である旨の通知）

第二十六条の五　法第十三条の二第五項及び第七項の規定による通知は、同条第五項の規定による判定の結果につき、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしなければならない。

（患畜等である旨の公示）

第二十六条の六　法第十三条の二第八項の規定による公示は、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきしなければならない。

一　患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭羽数

二　患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在の場所又は区域

三　判定の年月日

四　その他参考となるべき事項

2　前項の公示には、第八条の規定を準用する。

第三十条を削る。

第二十九条中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条ただし書中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条第三号中「学術研究機関が当該」を「学術研究機関が」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの

二　届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため患畜又は疑似患畜となつたものを当該届出伝染病等病原体取扱施設内で殺す場合

第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条第一号を次のように改める。

一　許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの

第二十七条中第六号を削り、第五号を第六号とし、同条第四号中「当該」を削り、「であつて」の下に「当該学術研究のため」を、「掲げる」の下に「家畜となつた」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「牛疫」の下に「、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「牛疫予防液」の下に「、豚コレラ予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液若しくは低病原性鳥インフルエンザ予防液又は薬事法第二条第十三項に規定する体外診断用医薬品」を加え、「係留する牛」を「係留する家畜」に改め、「ため牛疫」の下に「、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　届出所持者がその許可に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの

第二十七条に次の一号を加える。

七　家畜防疫官が法第十六条第一項第二号に規定する疑似患畜であることを法第四十条の規定による検査中に発見した家畜であつて当該家畜が希少な動物であることその他特別の事情があると認められるため当該家畜の輸出国に返送するもの（同号に規定する家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがない方法により、当該輸出国に返送するまでの間係留し、かつ、当該輸出国に返送することができるものに限る。）

第二十七条を第二十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（患畜等である旨の通報）

第二十七条　法第十三条の二第八項の規定による通報は、第二十六条各号に掲げる事項、家畜伝染病の種類並びに患畜及び疑似患畜の区分につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

一　第二十五条第一項第一号に規定する家畜伝染病の患畜又は疑似患畜

二　前号の患畜及び疑似患畜以外の初発の患畜又は疑似患畜

三　前二号の患畜及び疑似患畜以外の患畜又は疑似患畜

第三十一条第四号を同条第六号とし、同条第三号中「当該」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用の用に供する物品であつて取扱施設内にあるもの

二　届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用の用に供する物品であつて届出伝染病等病原体取扱施設内にあるもの

第三十三条第三号中「当該」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体を使用したため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体が所在した取扱施設

二　届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体を使用したため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体が所在した届出伝染病等病原体取扱施設

第三十三条の次に次の三条を加える。

（消毒設備の設置）

第三十三条の二　法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の規定による設備の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　要消毒畜舎等（法第二十五条第一項に規定する要消毒畜舎等をいう。以下同じ。）又は要消毒倉庫等（法第二十六条第一項に規定する要消毒倉庫等をいう。以下同じ。）の出入口付近に、踏込消毒槽及び消毒薬噴霧装置その他これらに準ずる設備であつて、当該要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等から出る者の身体を消毒するためのものを設置すること。

二　要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の敷地（次条の要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の敷地を除く。）の出入口付近に、消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、当該敷地から出す車両を消毒するためのものを設置すること。

（消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地）

第三十三条の三　法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の敷地とする。

（消毒の方法）

第三十三条の四　法第二十五条第六項、第二十六条第六項及び第二十八条第二項の規定による消毒は、別表第五の上欄に掲げる種類の家畜伝染病につき、同表の中欄に定める設備を利用し、それぞれ同表の下欄に定める種類の消毒薬を使用して行うものとする。この場合において、薬事法第二条第一項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては同法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員の指示に従うものとする。

第三十五条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。